

ARK

Interest Incorporated Association

1

vol.556

公益社団法人愛知労働基準協会

CONTENTS

1-4 ・新春のご挨拶

当協会 会長	西村 司
愛知労働局長	伊藤 正史 氏
同労働基準部長	岡田 直樹 氏
同雇用環境・均等部長	吉永 佳代 氏

5 ・新年のご挨拶

・愛知労働局長が建設現場のパトロールを実施しました
～令和3年度職場の年末安全衛生推進運動～

6 ・労働時間削減を含む働きやすい職場づくりの ベストプラクティス企業取組事例公開中！

7 ・愛知労働局YouTubeチャンネルに動画をアップしました！ 建設業の働き方改革

8 ・職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

9 ・労働保険料の納付には口座振替が便利です！

10 ・新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう

11 ・連載 第1回「安全の扱われ方とタブーな領域」 愛知労働局 労働基準部 健康課長 濱田 勉 氏

12 ・災害発生状況 ・当協会・地区協会の事務局長会議を開催 ・外国人技能実習制度関係者養成講習

13 ・リスクアセスメント推進大会2021あいち 報告

14 ・エイジフレンドリー職場セミナー（安全・健康確保編）名古屋市公会堂で開催

15 ・労災保険実務講座 名古屋市公会堂で開催

16 ・「マスクフィットテスト実施者養成研修」を開催 ・愛知労働局 リスクアセスメント出前講座 ～WEBでの受講も可能になりました～

17 ・特別教育他の受講料改定について（お知らせ） ・新春懇談会の中止について

18 ・～外国人労働者の安全衛生管理に関するご相談をお寄せください～ 外国人在留支援センター 安全衛生班

19 ・技能講習等講習会予定表

新春のご挨拶

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員事業場の皆様には、旧年中は当協会の事業運営に格別のご支援とご協力を、行政ご当局の皆様にはひとかたならぬご指導をいただき、心より厚くお礼申し上げます。また、コロナ禍の中、企業経営や安全・健康管理にご尽力されていますことに心より敬意を表する次第です。

当協会では、一昨年は感染拡大防止の観点から各種講習会等の一部を中止と致しましたが、昨年は講習会場のCO₂濃度管理や動線の非接触化等による感染防止対策を強化し、また、インターネット配信を活用して参加機会を増やし大会・セミナーを開催するなど、参加者、受講者のご理解・ご協力のもと、計画どおり事業を進めることができました。まだ、コロナ感染症の終息は見えないところですが、本年も引き続き受講等の機会を確保できるように、感染防止対策に万全を期してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

当協会は、労働条件の向上と労働災害の防止を図り、労働者の福祉の増進ならびに健全な産業の興隆に寄与するため、本年も労働基準法や労働安全衛生法をはじめとする労働関係法令の普及促進に関する事業に積極的に取り組んでまいります。また、安全と健康がすべての礎であり、愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画の達成に向けて取り組むとともに、「働く人の日々の仕事が安全で健康なものとなる」社会を目指し、「安全・安心・健康に働ける労働環境の整備」に寄与すべく努めてまいります。

昨年、育児・介護休業法が改正され、本年4月から男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業の枠組みなどが段階的に施行されます。また、4月から労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が事業規模に関係なく事業主に義務化されることから、法改正に円滑に対応できるようセミナー、広報誌などを通じて周知啓発に取り組んでまいります。

また、昨年は会員事業場を含め広く事業場に向けて、県下地区労働基準協会と協力し、「最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー～トラブルを防ぎ企業を伸ばす働き方改革を目指すために～」と題し



当協会長 西村 司

て、改正労働法の無料セミナーを名古屋、刈谷、岡崎、豊田、一宮、豊橋、半田の各地区で開催し、多数の方にご参加いただきました。4月からは、新たに色々な視点からみた職場の労働トラブルを防止するための無料セミナーを開催してまいります。

健康安全面では、石綿障害予防規則が改正され、昨年4月から工事開始前の石綿の有無の調査・記録保存が義務付けられています。建築物の事前調査は、令和5年10月から厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務付けられるため、当協会においても会員事業場を含めた方々の受講機会を増やすために、本年4月から建築物石綿含有建材調査者講習を開催します。また、改正された特定化学物質障害予防規則により、金属アーク溶接等作業を繰り返し行っている屋内作業場では、溶接作業で生ずる溶接ヒュームの濃度測定および測定結果に基づく有効な呼吸用保護具を使用するとともに、令和5年3月31日までに毎年一回、定期にフィットテスト（呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認）の実施が義務付けられているため、フィットテストを実施する担当者向けの教育を実施してまいります。

本年も、関係官公庁および諸団体、各地区労働基準協会などのご協力を得ながら、皆様のご意見・ご要望に的確に対応すべく、積極的に事業を推進してまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

最後に、経済社会活動が正常化に向かうことを期待し、今年一年が実りある年となりますよう心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを踏まえた再三の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年12月に0.99倍と1倍を下回りましたが、その後、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年10月の有効求人倍率は1.22倍に上昇するなど、雇用失業情勢は緩やかに改善基調を示しています。

一方で、コロナ禍の影響をより強く受ける業種・業態では引き続き厳しい状況が続いており、また、半導体等の部品供給制約、原材料高騰などが今後の県内の産業活動に及ぼす影響には不透明な要素が多く、引き続き注視していく必要があります。

当局としましては、労働条件確保・改善対策として、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務等を通じ、過重労働解消に対する意識が、県内事業者の皆様徐々に浸透してきていると感じております。今後の経済回復の過程で、人材確保・定着の観点からも、働きやすい職場づくりに引き続き取り組んでいただく上で参考となる好事例など情報発信に努めてまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントの推進に取り組むとともに、治療と仕事の両立支援など安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

働き方改革の推進については、生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組への支援を行うなど、中小企業等の皆様に寄り添った対応を進めてまいります。

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・



愛知労働局長 伊藤 正史 氏

介護休業法については、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図ることで、「産後パパ育休」制度の普及と、中小企業での女性活躍推進の取組みを支援してまいります。

また、中小企業におけるパワーハラスメント防止措置も、令和4年4月から義務化されることを踏まえ、職場におけるハラスメントの撲滅に向け、各種防止対策を総合的に推進してまいります。

障害者雇用対策につきましては、令和3年3月より民間企業における法定雇用率が2.3%に引き上げられたことで、各ハローワークが企業に寄り添った雇用支援に取り組むことが重要であり、障害をお持ちの方々の雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

令和3年4月より高齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の理解と取組みが一層進むよう、改正法の周知と事例提供に努めてまいります。

これら取組み全体に共通し、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する支援メニュー等を最大限活用し、総合的、丁寧な行政運営に努めてまいります。

昨年11月に策定された、新たな経済対策等に基づく、「人への投資」を担う労働行政としての役割発揮も重要な課題となります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

新春のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解・ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は、一昨年来続いております新型コロナウイルスの5度の感染の波に対し、様々な感染防止対策を講じつつ凌いでまいりましたが、新たな変異株が発見され、第6波が予想されるなど依然として予断が許されない状況です。新型コロナウイルスが企業経営にもたらした影響は甚大なものがありますが、社員の雇用維持、労働条件及び健康の確保、新しい働き方の取組などに日々ご尽力されていますことに改めて敬意を表します。

労働基準行政としましては、コロナ禍の影響で事業縮小を余儀なくされた企業に対しては、雇用維持の要請、解雇、整理解雇、賃金支払等に関する法律や裁判例の説明などを継続するとともに、コロナ対応などで長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止の徹底などを指導し、長時間労働の解消と働きやすい職場の実現に向けての支援を丁寧に行い、昨年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に掲げられた目標の達成を目指してまいります。

労働災害防止対策につきましては、令和3年度は、死亡災害は減少したものの、休業4日以上之死傷災害は一昨年に続き増加となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成が大変困難な状況にあります。業種別では製造業、商業、建設業で災害が増加しており、コロナ感染症の関係で社会福祉施設における災害も増加しています。本年度は引き続き「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントに関する出前講座やリスクアセスメント推進事業場宣言への勧奨、エイジフレンドリーガイドラインの周知などを積極的に行い、安全・安心の労働環境の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

労働者の健康確保については、引き続きメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援を積極的に推進する



愛知労働局労働基準部長
岡田 直樹 氏

ほか、令和3年4月1日に施行された改正石綿則、令和3年12月1日に施行（一部規定を除く）された改正事務所則等の法令周知を積極的に行ってまいります。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日付けで過去最高の28円アップの955円となり、経営等に与える影響は多大なものがあるかと存じますが、労働者の最低生活基準の確保だけでなく、経済効果も期待できることから、すべての企業においてこれが遵守されるようあらゆる機会を用いて周知を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めるとともに、新型コロナに係る労災補償については、労働基準行政の最重要課題の一つであり、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き、署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。また、令和3年9月14日付けで改正された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」に基づき、脳心臓疾患労災請求事案の適正・迅速処理に努めてまいります。

最後に、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解・ご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は前年に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が多くの企業の皆様の生産活動に影響を及ぼした1年でありました。

雇用環境・均等部では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種相談の対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金、妊婦の母性健康管理措置を有給で講じていただいた場合などに両立支援等助成金の支給などを行っており、引き続き各種支援を実施してまいります。このうち、小学校休業等対応助成金については、令和3年12月末までを対象としていた休業期間を令和4年3月末まで延長する措置がなされたところです。

このような厳しい状況の中ではございますが、中長期的にみますと、日本は少子高齢化により生産年齢人口が急速に減少しており、企業の皆様が持続的に成長・発展していくためにも、多様な人材を活用することや生産性を向上させることであり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、雇用環境・均等行政としましては、パートタイム・有期雇用労働法の同一労働同一賃金や労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、働き方改革推進に向け、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。

また、生産性を向上させ、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革推進支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを新規導入し実施することで、人材確保や雇用管理等の効果を上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金（テレワークコース）についても、適切な支給に努めてまいります。



愛知労働局雇用環境・均等部長
吉永 佳代 氏

男性の育児休業取得率は12.65%と、徐々に向上しているところではありますが、まだまだ低い水準となっております。そのような中、令和3年6月に男性の育児休業取得促進を柱として成立した改正育児・介護休業法につきましては、4月から段階的に施行されるため、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図り、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境が整備されるよう、企業の皆様の取組みを支援してまいります。

また、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出の義務対象が従業員301人以上から101人以上に拡大されることとなり、施行日が令和4年4月に迫っていることから3月末までの策定・届出がなされるよう、対象企業の皆様への周知・支援を通じ、女性の活躍推進の取組みを図ってまいります。

さらに、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約1/4は、パワーハラスメントを含むいじめ・いやがらせとなっております。パワーハラスメントの防止措置についてはすでに大企業では措置を講じることが義務となっておりますが、中小企業に対しても令和4年4月から義務化されます。職場におけるハラスメントを撲滅に向け、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

このように令和4年4月から様々な改正法が施行されますので、貴協会のお力添えをいただきながら、周知してまいりたいと思います。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます



公益社団法人愛知労働基準協会

2022年 元旦

会 長	西村 司	副会長	小笠原 剛	副会長	古田 真二
副会長	岡田 政道	副会長	山崎 聡志	副会長	吉川 拓雄
理 事	長谷川正己	理 事	大島 卓	理 事	山本 光子
理 事	山田 忠明	理 事	石井 浩	理 事	川村 淳一
理 事	舟橋 正剛	理 事	上野 正彦	理 事	大森 輝英
理 事	佐藤 丈弘	理 事	鶴見 昌幸	理 事	米林 毅
理 事	伊藤 彰彦	理 事	佐々木利行	理 事	榊原 利夫
監 事	夫馬 裕子	監 事	菅野 英嗣		
専務理事	守山 忠男	理 事	中西 弘毅	事務局一同	

本誌にて新年のご挨拶をさせていただきます。

愛知労働局長が建設現場のパトロールを実施しました ～令和3年度職場の年末安全衛生推進運動～

年末における労働災害を防止するため、愛知労働局は12月1日～31日の間、県下一斉に「令和3年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開し、同運動の一環として、運動初日の12月1日に愛知労働局と建設業労働災害防止協会愛知県支部による合同パトロールが実施されました。

この安全衛生パトロールは、清水建設株式会社名古屋支店が施工する「（仮称）名古屋ホテルPJT」（名古屋市中区）の現場において実施され、初めに伊藤愛知労働局長から「年末を無災害で」を趣旨とする激励あいさつが行われました。その後、建設業労働災害防止協会愛知県支部から、工事の安全を期して花言葉が「安全」のキンギアナムの鉢花が現場に贈呈され、作業所長からは労働災害防止について、心強い決意表明がなされました。



激励あいさつをする伊藤局長

続いて、パトロールでは、クレーンによる揚重作業や建設ロボットを活用した作業の安全管理を確認しました。



鉄骨建方作業を確認する伊藤局長(左)



自分で資材を積み込みルートを選んで運ぶことのできる清水建設ロボキャリアの説明を受ける伊藤局長(左から3人目)



建設ロボット前でパトロールの講評をする伊藤局長(左から2人目)

労働時間削減を含む働きやすい職場づくりの

ベストプラクティス企業取組事例公開中！

11月の過労死等防止啓発月間の取組のひとつとして、**労働時間削減**や**女性活躍促進**など**働きやすい職場づくり**に積極的に取り組んでいる県内の企業（**ベストプラクティス企業**）からその事例を動画で提供いただき、**愛知労働局YouTubeチャンネル**で公開しています。

自社の取組のご参考にぜひご覧いただき、できるところから「働き方改革」、はじめましょう！

1 株式会社岡田鉄工所（岡崎市：工作機械製造）

- ① コロナ期間の業務減少を利用し社員教育を実施しオペレーターが増え業務が分散化
- ② 計画的付与、半日年休を導入し平均取得日数が年6日程増加
- ③ インターバル制度を導入（11時間）

VI.活動実績(2)

・教育実施状況
若手中心のMC操作及び3DCAD講習会

・求人状況

	新卒	中途	再雇用	嘱託
2018年度	3	10		3
2019年度	1	3	2	1
2020年度	1	2		2
2021年度	1	3	1	1

多能工化、人員確保による長時間労働の解消

2 株式会社菅原設備（津島市：給排水設備）

- ① 全国の職人仲間と設置した研修施設（群馬県）で職人のスキルアップ
- ② 17:30に会社の電話を音声案内に切り替え、外部からの電話は一切受け付けせず



3 株式会社加藤建設（蟹江町：土木工事）

- ① ドローンやレーザー測量機を導入し作業を効率化
- ② 事務系の女子社員が女子パト隊を結成、建設現場のパトロールや現場事務所等の清掃の実施
- ③ 技術系（現場監督、測量士）の女子社員の採用増、登用



各社の取組は
[愛知労働局YouTubeチャンネル](#)でご覧いただけます

（問い合わせ）

労働基準部監督課 052-972-0253

愛知労働局

商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

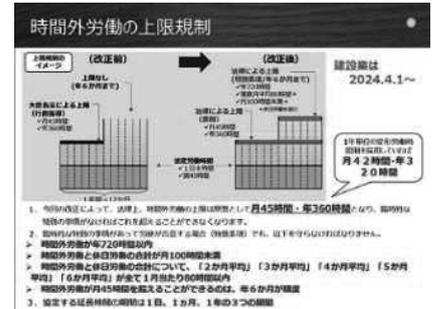
愛知労働局YouTubeチャンネルに動画をアップしました！

建設業の働き方改革

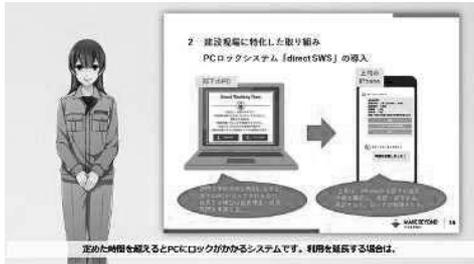
建設業でも働き方改革を行い、
魅力ある職場づくりをしましょう！

動画は
2部構成！

【第一部】「改正労働基準法等の説明」と題して、2024年4月1日から建設でも適用される時間外労働の上限規制をはじめ、働き方改革関連法に基づき2019年4月1日に改正された労働基準法、労働安全衛生法について解説



【第二部】「働き方改革の取組事例紹介」と題して、株式会社大林組名古屋支店様、太啓建設株式会社様にご協力いただき、それぞれの会社で取り組んでいる働き方改革の取組事例を紹介



建設業の皆様方も、この動画を視聴して、法律の改正に備えるとともに、株式会社大林組様、太啓建設株式会社様がやっている取組状況を参考に積極的に働き方改革を行い、魅力ある職場づくりに努めていただければと思います。



👉 愛知労働局You Tubeチャンネル
(ベストプラクティス企業の取組事例も併せてご覧ください)



愛知労働局HPからもアクセスできます 🗨

※ ベストプラクティス企業：労働時間削減や年休取得促進など働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の企業



労働基準部監督課

商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

職場における労働衛生基準が変わりました。

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

愛知労働局

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

によりご確認ください。



主な項目	見直しのポイント
照度 (R4.12.1施行) 【事務所のみ】	<ul style="list-style-type: none">事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 一般的な事務作業 300ルクス以上 付随的な事務作業 150ルクス以上個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持	<ul style="list-style-type: none">男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所注を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。従来基準を満たす便所を設けている場合、変更は不要。 注）独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none">随時利用が可能となるよう機能を確保する。入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

労働保険料の納付には口座振替が便利です。

2/25までのお手続きで
令和4年度の労働保険料
(全期・第1期)から口座振替に!

1. 口座振替の申込手續

手数料
なし

納期に
ゆとり

納め忘れも
ありません

手續きはとても簡単

「口座振替依頼書」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

しかも

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より
57日間もゆとりができます。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	令和4年2月25日	令和4年7月11日	令和4年9月6日
第2期	令和4年8月15日	令和4年10月31日	令和4年11月14日
第3期	令和4年10月11日	令和5年1月31日	令和5年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。
取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手續後の年度更新申告書のご提出は、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。
(金融機関窓口ではご提出いただけません。)

2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

TEL: 052-219-5501

※ お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分

新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

(注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト

2023年9月、愛知で全国産業安全衛生大会が開催される。全国から一万人もの経営者や安全衛生担当者が一堂に会すことは、とても意義深い。

ものづくり王国・愛知（愛知県HPより）の創意と工夫、安全衛生の先進取組について全国に発信できる機会であろう。

全国産業安全衛生大会に照準を合わせ、ARKの連載をお引き受けすることになった。これから隔月ごとに11回、テーマを変えながら綴ってみようと思う。

安全に対する社会の要求は高まっているが、安全と真っ直ぐに向き合うことは意外に難しい。

はじめに、「安全」と「安心」は違う。安全には科学的根拠が必要で、安心は各々の心が納められているかどうかによって依存する。それなのに、「安全・安心」の二つはあたかも一体かのように、何気なく使われる。

この全く違うファクターが「安全・安心」とつながって使われることにより、自らの安心をもって、それが安全なのだ、との誤解を生みやすい。

つぎに、「安全」とは、未来に向けて考えることなのだが、事故という結果から戒められることと同義として取り扱われがちである。未来を考えるには「リスク」という概念で論じるほかにないことは自明の理であるが、結果が出た時点では確定論にしかならない。プロセスと結果を区別することなく、同じ土俵で論じられてしまうことが影響しているのかもしれない。

また、人の認知には様々なバイアスがかかる。「自分だけは大丈夫」という心の作用もそのひとつだろう。これが理由かは定かでないが、行政が発表する災害統計で、昨年との増減を語られても、いまひとつピンとこないというご意見も少なからずある。

昨年末にも販売された年末ジャンボ宝くじ。1945年には10万円だった当選金も、どんどんと跳ね上がり、今や一等前後賞をあわせると10億円にもなった。内訳は一等の当選金が7億円、前後賞がそれぞれ1.5億円ずつ。ちなみに二等の当選金は1千万円なので、億を超えるには一等と前後賞しかない。

コマーシャルでは一等当選数が22本とあったが、片隅に

「22ユニットの場合」などと注意書きも添えられていた。直近の例では、1ユニットの発売総額は60億円、つまり2000万枚で1ユニットが構成され、この中に一等は1枚しかない。前後賞を含め、億万長者の確率は2000万分の3になる。各々が10枚バラを1セットずつ購入するのなら、実に約66万人にひとりが億万長者となる計算だ。



一方、死亡災害件数は就労人口約6000万人で年間800人を超え（令和2年確定値）ている。その割合は宝くじの比でないほどに高い。

しかし、宝くじは購入したときから「当たったら…」と語られる。自らにプラスとなる期待値には前向きになるが、マイナスのそれは直視されにくい。確かに様々なバイアスがかかっている。

安全を語るとき、踏み込んで行けない領域、いくつかのタブーも存在すると思う。

たとえば、安全と生産性や品質は両立できるのだが、それがトレードオフの関係にあると思われる場面では、安全を軽視していると捉えられることへの遠慮からか、生産性や品質を絡めて論じることがタブーだと感じることもある。

安全はコストがかかる。必ずしもそうでないのに、そういった共通認識のある会議などでは、あえて絡めた議論をしない方が得策だという判断もあるのだろう。安全衛生担当者の苦悩については、次号で取り上げたい。

ところでこの投稿も、宝くじの話と死亡災害件数を比較するという、不謹慎というタブーに踏み込んでいるのかもしれない。



はまだ つとむ
濱田 勉
昭和38年9月生まれ
名古屋出身

【略歴】

1985年に労働省（現 厚生労働省）に入省し、愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、19年に同局 労働基準部 安全課 主任安全専門官、21年4月より同局 労働基準部 健康課長に就任し、現在に至る。

【著書】

「主（あるじ）なき安全～リスクアセスメントの暴走～」 「安全は対策から戦略へ～リスクアセスメントの本質～」 「あしたを感じながら～安全・安心とは何か？ リスクアセスメントの入口～」 「リスクアセスメント～安全の見える化～」 「安全はマネジメント～リスクアセスメントの活かし方～」 （いずれも(株)労働調査会 発行）

【講演】

安全という重いテーマだからこそ、「伝える」ことではなく「伝わる」ことへのこだわりをもった講演を生涯のテーマとし、これまで16年間で講演数430回、聴講者約70,000人の実績あり。

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和3年12月3日現在)

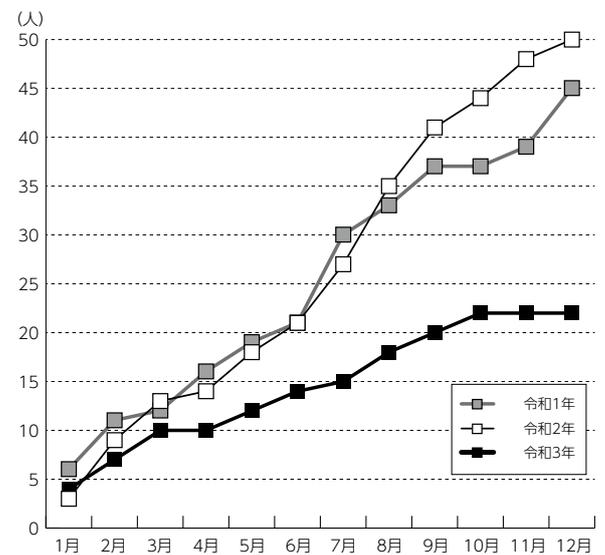
令和3年11月10日～12月3日での報告はありませんでした。

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年12月3日現在の速報値)

令和3年発生分 ※ ()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和3年 (速報値)	令和2年同時期 (速報値)	令和2年確定値
製 造 業	製 造 業	10 (1)	9	11
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業	1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2	1	1
	金 属 製 品	1 (1)	1	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2	3	4
	そ の 他	3	1	1
建 設 業	建 設 業	4	11 (1)	13 (2)
	土 木 工 事 業		4 (1)	4 (1)
	建 築 工 事 業	3	3	5 (1)
	そ の 他	1	4	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1 (1)	7 (1)	7 (1)	
商 業	卸 売 業	2 (2)	3 (1)	3 (1)
	小 売 業	2 (2)	2 (1)	2 (1)
	そ の 他		1	1
清 掃 ・ と 畜 業		3	3	
上 記 以 外 の 事 業	5 (1)	11 (2)	13 (2)	
合 計		22 (5)	44 (5)	50 (6)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



当協会・地区協会の事務局長会議を開催

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事と年3回定期的に、労働条件や安全衛生の向上を目的とした情報・意見交換のための会議を開催しており、12月13日(月)に今年度2回目を実施しました。当日は、新型コロナウイルス感染症の予防策を講じた上で開催しました。

冒頭、当協会専務理事 守山より、愛知産業安全衛生大会開催の実施報告とお礼を申し上げ、ご来賓の愛知労働局 労働基準部長の岡田 直樹 氏より、過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)の数値目標が見直しされたこと、事務所則が改正されたこと、年末安全衛生推進運動の取組、リスクアセスメント出前講座(WEB単独受講の追加)、特定最低賃金の改定、脳・心認定基準の改正、建設アスベスト給付金制度などを中心に講話していただきました。

続いて、技能講習等の今年度見込みと次年度計画のほか、特別教育他の受講料価格改定(22年4月～)や来年度の無料セミナー実施について、意見交換を行いました。また、各種修了証の写真添付不要の進捗状況ほか、事務手続等について報告が行われました。

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、(公社)全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。開催予定は以下のとおりです。

(受講料はテキスト代・消費税込)

月	日 時	講習名	受講料	会 場
1月	21日(金) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	ポーラ名古屋ビル9階
	22日(土) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	23日(日) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
3月	25日(金) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	26日(土) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	27日(日) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	

【申 込 方 法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします(開催日の約2か月前からお申込みいただけます)。(公社)全国労働基準関係団体連合会 (<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>)

【お問い合わせ先】 (公社)愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ (<http://www.airouki.or.jp/>)にも掲載しています。

リスクアセスメント推進大会 2021 あいち 報告

愛知労働局主催、当協会、各地区労働基準協会および各労働災害防止団体協力、日本労働組合総連合会 愛知県連合会および愛知県経営者協会後援により、11月29日（月）に日本特殊陶業市民会館 フォレストホールにおいて標記大会が開催され、925名（会場388名、WEB537名）が参加されました。

大会のはじめに、明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長の向殿 正男 氏により、「リスクアセスメント推進大会2021あいちに寄せて」と題するビデオメッセージがありました。安全管理は経営問題であるとし、この重要な課題への取組をボトムアップとトップダウンによって世界に発信する拠点となってほしいとのメッセージでした。

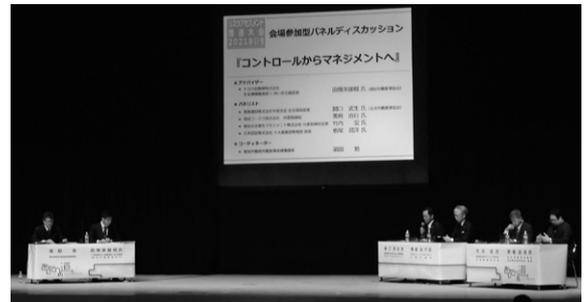


愛知労働局長 伊藤 正史 氏

主催者の愛知労働局長 伊藤 正史 氏より、「リスクアセスメント推進大会は2019年から始まり、本大会は3年目の集大成となる。今回、コロナ拡大防止対策のため、YouTubeのライブ配信によるハイブリット開催である。危なさと向きあうことを基本理念に、科学的な観点から安全衛生行政を進めているところであり、重篤災害がゼロに近づいていくあしたへの道を愛知から世界へメッセージを発信し、この思いを共有できるよう一緒に考えたい。」との挨拶がありました。

基調講演では、合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡 弘幸 氏より、「リスクアセスメントはマネジメントの基盤」と題して、「日本の休業災害発生率は世界的に低い死亡災害は低いとは言えず、その背景にはハード的なリスク低減対策よりも人に委ねられた対策に偏った経緯がある。日本の安全衛生活動の方向性は、OSHMSを軸に日常的な安全衛生活動を行い、OSHMSの重点はリスクアセスメントで、重大リスクを見落とさないこと、変化の前に実施すること、残留リスク管理は危険予知活動で行うことが重要である。」等の講演が行われました。

また、会場参加型パネルディスカッションでは、「コントロールからマネジメントへ」をテーマに、リスクアセスメントが安全のみで品質、生産性に繋がっていないのではないか、誰のためのリスクアセスメントなのか、安全担当はトップに自社の強み・弱みを伝えるのも一つの役目ではないのか、社内・交流会（業界・異業種・地域）等のネットワークで情報共有の取組が重要ではないのか等について、活発に意見交換が行われました。



パネルディスカッションの様子

大会の最後には、同局労働基準部長 岡田 直樹 氏により、大会宣言が行われました。



同局 労働基準部長 岡田 直樹 氏

大会宣言

私たちは、これまで発生した労働災害に学び、対策を講じてきた。それは、労働災害の減少という一定の成果を残した。

しかし、今なお大切な家族の一員を失うなど、悲しい労働災害が後を絶たない。

私たちは、「絶対安全は、あり得ない。」という考え方に立脚し、労働安全衛生マネジメントの位置付けとして、自らの職場にある危険性・有害性を正しく把握し、危なさと向きあっていくことを決意する。

この決意を実現するため、リスクアセスメントを正しく理解し、推進することを宣言する。

令和3年11月29日
リスクアセスメント推進大会2021あいち
参加者一同

【パネルディスカッション】

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| ・ 司 会： 愛知労働局労働基準部健康課長 | 濱田 勉 氏 |
| ・ アドバイザー： トヨタ自動車(株) 安全健康推進部 いきいき企画室長 | 田畑 英雄樹 氏 (豊田労働基準協会) |
| ・ パネリスト： 鹿島建設(株)中部支店 安全環境部長 | 関口 武生 氏 (名北労働基準協会) |
| 環境ワークス(株) 代表取締役 | 黒崎 由行 氏 |
| 豊田安全衛生マネジメント(株) 代表取締役社長 | 竹内 宏 氏 |
| 日本認証(株)SA事業部教育部 部長 | 栃尾 昌洋 氏 |

エイジフレンドリー職場セミナー（安全・健康確保編）名古屋市公会堂で開催

当協会主催により、12月6日（月）に名古屋市公会堂において、高齢者がある能力を十分に発揮し、安心、安全に活躍できる環境の整備を目的に、10月12日に開催した第1弾のエイジフレンドリー職場セミナー（就業環境整備編）に続いて、今回、第2弾として安全・健康確保編を開催し、同時にWEB受講も実施しました。



久住主任地方産業安全専門官

はじめに、第一部では、愛知労働局労働基準部安全課 主任地方産業安全専門官 久住 昌輝 氏より、高齢労働者（60歳以上）の労働災害発生状況（占める割合が高いこと、重症化しやすいこと、転倒災害が多いこと等）に触れ、その対策として、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に沿って、①実施体制の構築と現状把握、②職場環境の改善、③高齢労働者の健康や体力の状況の把握、④高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の解説がありました。

④では愛知労働局制作の「転倒予防体操」に触れ、②の職場環境の改善では、愛知労働局においては「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を掲げて、その普及推進するため、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとして、リスクアセスメントの周知啓発に取り組んでいるとの説明がありました。

第二部では、住友重機械工業（株）名古屋製造所 安全衛生G GL 原田 和尚 氏より、「労働者の高齢化に向けた安全衛生の取り組み」と題する事例発表がありました。

人は加齢により、体の変化や感覚機能の低下が起こり、筋力、バランス感覚、敏捷性や柔軟性の低下によって、高齢化に伴う転倒リスクが増大し、腰痛では長期休業に繋がりがやすい。同社では、災害リスクの削減活動として、①職場環境の改善と保護具規定、②リスクアセスメントにおける腰痛リスクの見直し（OWAS法を採用してのリスク評価）、③身体補助（アシストスーツのテスト）、④運動の推進（体力維持：ウォーキングイベントの企画 ヨガ教室の開催）を実施し、加齢による衰えを補填し、転倒災害、腰痛災害の防止に取り組んでいる。



原田 和尚 氏



各務 博幸 氏

次に、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 安全管理士・衛生管理士 各務 博幸 氏より、「高齢者に配慮した転倒災害防止対策」と題して、講演が行われました。

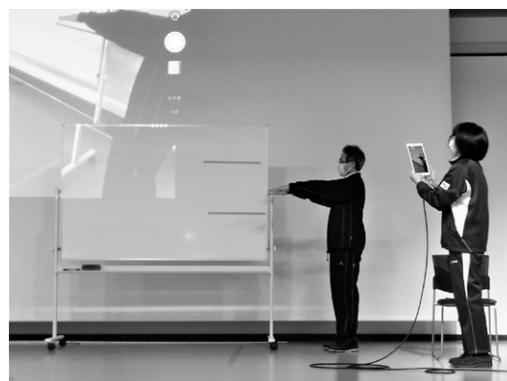
労働災害発生状況をみると、転倒災害は平成17年（2005）から型別で最多となっており、転倒災害発生率は30代の5%に対し、55歳～65歳は25%となっている。高齢者の転倒リスク要因として、Ⅰ内的要因（労働者自身に深く関わるリスク：①身体的要因（平衡性、敏捷性、中近視視力、薄明順応、聴力は若者の約30～80%に低下）、②行動要因（不安全行動）、③服装・履物要因）、Ⅱ外的要因（作業環境に関わるリスク：職場環境）、Ⅲ管理的要因（安全管理に関わるリスク）が挙げられ、加齢とともに内的要因（①②③）の占有割合が増える。転倒災害の対策として、内的要因、外的要因の改善を進め、管理的要因ではKY指差し呼称、5S改善、現場巡視を組織で取り組むことが重要である。

最後に、同じく中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 専門役 山口 良枝 氏より、「身体的能力のセルフチェック手法～身体機能の変化は始まっている～」と題して、会場参加の実習を交えた講演が行われました。

中央労働災害防止協会では、「転倒等災害リスク評価セルフチェック実施マニュアル」を作成しており、このマニュアルに示された「転倒等リスク評価セルフチェック票」は多くの職場で活用され、成果を挙げている。

セルフチェック・セルフケアとして、身体能力の自己意識調査と直接計測した実測値との差で転倒リスクを評価する。身体機能計測は①2ステップテスト（歩行能力・筋力）、②座位ステッピングテスト（敏捷性）、③ファンクショナルリーチ（動的バランス）、④閉眼片足立ち（神経系静的バランス）、⑤閉眼片足立ち（視覚系静的バランス）を実施する。計測結果（各5点満点）が自己意識調査結果（各5点満点）よりも小さいと、実際よりも自己体力を高く評価している傾向があり、考えている以上に体が反応していない場合があるので、自己認識まで体力を向上させるように改善する。

身体機能の変化は他人ごとではないので、健康診断、体力チェック、生活習慣、運動（職場体操・ストレッチング・スクワット・ウォーキング等）、食生活、睡眠・休養・ヘルスリテラシーを高めるなど健康づくりが大切である。



実習の様子 山口 良枝 氏(右)

労災保険実務講座 名古屋市公会堂で開催

当協会主催により、12月9日（木）に名古屋市公会堂において、最近の労災補償行政の動向の説明のほか、業務災害・通勤災害の認定の考え方、精神障害事案、脳・心臓疾患事案の労災認定の仕組み、改正労働者災害補償保険法（複数事業労働者、複数業務要因災害）、第三者行為災害における事務処理等に係る労災保険実務講座を開催し、併せてWEB同時受講、オンデマンド配信を実施しました。

はじめに、第一部では、愛知労働局労働基準部労災補償課 主任労災補償監察官 竹内 康治 氏により、令和3年9月14日付けで改正された脳・心臓疾患の労災認定基準のポイントについて解説がありました。

全国における脳・心臓疾患の労災請求件数は、700～900件台前半で推移し、労災支給決定（認定）件数は、近年200件台で推移（R2年度194件）している。労災認定基準の基本的な考え方は、旧認定基準（H13年）から実質的な変更はなく、対象疾病を発症し、長期間の過重業務、短期間の過重業務又は異常な出来事による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務に起因する疾病として取り扱う。

今回の改正は、認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加し、長期間の過重業務では労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化し、労働時間以外の負荷要因について見直した。労働時間以外の負荷要因には新たに①休日のない連続勤務、②勤務間インターバルが短い勤務、③その他事業場外における移動を伴う業務、④心理的負荷を伴う業務、⑤身体的負荷を伴う業務が追加された。

短期間の過重業務では、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合、発症前おおむね1週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合等に、異常な出来事では業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合等は業務と発症との関係性が強いと評価できることを踏まえて判断する。



竹内主任労災補償監察官



高橋 健氏

第二部では、たかはし社会保険労務士事務所 代表 元厚生労働事務官 特定社会保険労務士 高橋 健 氏により、「労災保険申請の実務」と題し、講演が行われました。

労災保険の保険給付の対象となるのは労働者のほかに、特別加入制度で承認を受けた中小事業主等が含まれ、令和3年4月1日からは、芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師、創業支援等措置に基づき事業を行う方、9月1日から原動機付自転車又は自動車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者、情報処理システム設計等の情報処理に係る作業を行う者が特別加入制度に追加された。

労災保険の保険給付の対象となる「業務災害」には、テレワーク（在宅勤務）中であっても、労働者である以上労災保険法の適用が

あり、実務上の留意点として、「業務遂行性」、「業務起因性」が明らかであるように、業務時間の記録・報告などの管理体制の確立、就業場所の特定、災害発生時の報告体制の整備等が必要である。

また、労災保険の保険給付の対象となる「通勤災害」では、「経路を逸脱し、又は往復を中断」した場合は、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤としない。但し、当該逸脱又は中断が、「日常生活に必要な行為であって厚生労働省令で定めるものである場合」については、その後はこの限りでない。

改正労災保険法（令和2年9月）では、①「複数事業労働者」に関する保険給付では全事業の賃金を合算して給付基礎日額を算定する、②「複数業務要因災害」について新たな保険給付を行う改正が行われた。

複数事業労働者とは、被災したときに複数の事業と労働契約関係にあり、当該事業に使用される者等であり、複数業務要因災害とは、複数事業労働者（これに類する者を含む）の二以上の業務上の事業の業務を要因とする傷病をいい、二以上の業務上の負荷を総合的に評価して初めて認定基準を満たすことができる災害をいう。現時点では、「脳・心臓疾患」、「精神障害」が想定されており、令和2年8月に各々の認定基準が改正されている。

複数業務要因災害は、複数就業先の各事業場は労働基準法に基づく災害補償責任は負わず、一方、複数事業労働者に係る業務災害については、従来どおり災害発生事業場が労働基準法に基づく災害補償責任を負う。また、労災手続きは、複数業務要因災害が新設されたことに伴い、「業務災害用」の様式が、「業務災害用・複数業務要因災害用」の様式に改正され、各種保険給付の請求書に「その他の就業先の有無」を記載する欄が追加された。請求書の提出先は、複数の事業場で就業している場合、各事業場を管轄する労働基準監督署のいずれかに提出する。

第三者行為災害とは、労災の災害が「第三者」の行為によって生じたもので、第三者に損害賠償の義務が生じるため、被災労働者は第三者に対する損害賠償請求権と労災保険に対する給付請求権の双方を取得する。損害賠償を先行して受けた場合、その価格の限度で労災保険給付はなされない。交通事故による労働災害は、被災労働者等は労災保険への労災保険請求、自賠責保険等への損害賠償請求が可能となり、自由に選択できる。

「マスクフィットテスト実施者養成研修」を開催

特定化学物質障害予防規則の改正により、屋内で金属アーク溶接等作業を継続して行う作業場では、年1回、定期的に、溶接作業者にマスクフィットテスト（呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認）を実施することが義務付けられました。

（施行日 令和5年4月1日）

※特定化学物質障害予防規則（抄）（金属アーク溶接等作業に係る措置）第38条の21

当協会では、「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修を令和3年12月から令和4年3月にかけて計6回計画しております。

今回、第1回目を令和3年12月6日に名古屋市公会堂4階 第7集会室において、開催しました。

講習では、学科教育に続き、実技教育（フィットテストの実施方法）では、フィットテストの準備方法、呼吸用保護具等の使用方法・点検方法、フィットテスト（定量法・定性法）の方法やフィットテストの合否判定・結果の記録方法について、教育を実施しました。



学科教育の様子



実技 フィットテスト(定性法)の様子



実技 フィットテストに使用する用具



今後の開催日等は次のとおりです。

開催日	場 所	定 員	申込締切日
1月25日	名古屋市公会堂4階ホール	40名	1月11日
2月21日	名古屋市公会堂4階ホール	40名	2月4日
3月1日	名古屋市公会堂4階ホール	40名	2月14日
3月14日	名古屋市公会堂4階ホール	40名	2月28日

愛知労働局 リスクアセスメント出前講座 ～WEBでの単独受講も可能になりました～

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行います。

	集団受講（概ね10事業場以上）	WEB単独受講（1事業場ごと）
	<ul style="list-style-type: none"> 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。 講義内容への質問に担当者が応答します。 	<ul style="list-style-type: none"> 申込みいただいた事業場に、URLを通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEBにてご覧いただけます（料金不要）。 講義内容への質問は行えません。
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。 受講事業場が、概ね10事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。
受講準備	<ul style="list-style-type: none"> 講座は、非営利目的の開催とし、90分以上の時間を確保してください。 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署からPDF形式ファイルにより配付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配信はYouTubeで行います。YouTubeを視聴可能な環境をご用意ください。 受講者を一堂に集めて受講させるか、URLを通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。
申込み	<ul style="list-style-type: none"> 開催希望日の1か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Webで配布しているファイルをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ受講日を決めた上で、WEB申込みを行ってください。後日、URLを通知します。 URLの通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

申込および詳細は、愛知労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen-eisei/RA_delivery.html）をご確認ください。

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。

特別教育他の受講料改定について（お知らせ）

公益社団法人愛知労働基準協会

当協会では、特別教育、能力向上・通達等教育、免許試験勉強会の受講料について、会員サービスの一環として2022年（令和4年）4月1日から下表のとおり一部会員価格を引き下げるとともに、非会員価格の値上げを実施いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（テキスト代、消費税込み）

講習・教育名			受講料（円）	
			現 行	改定後
特別教育	アーク溶接	会 員	20,100	（据え置き）
		非会員	20,600	22,100
	自由研削といし・取替・試運転	会 員	9,620	（据え置き）
		非会員	10,120	11,200
	機械研削といし・取替・試運転	会 員	14,520	（据え置き）
		非会員	16,720	17,520
	ダイオキシソ	会 員	7,090	（据え置き）
		非会員	7,590	8,600
	粉じん	会 員	6,980	（据え置き）
		非会員	7,480	8,780
	低圧電気	会 員	23,370	22,500
		非会員	23,870	25,000
	石綿作業従事者	会 員	6,940	6,700
		非会員	7,440	8,200
フルハーネス（6H）	会 員	9,647	9,500	
	非会員	11,175	11,500	
能力向上・通達等教育	局所排気装置自主検査者	会 員	59,670	58,500
		非会員	60,170	63,000
免許試験勉強会	ガス溶接作業主任者	会 員	15,560	15,000
		非会員	16,060	17,000
	エックス線作業主任者	会 員	31,243	30,000
		非会員	31,743	33,500
	潜水士	会 員	19,190	17,800
		非会員	19,690	20,000

新春懇談会の中止について

例年1月下旬に開催しております新春懇談会（2021年は新型コロナの影響により中止）につきまして、22年の開催に向け、慎重に協議、検討を進めてまいりましたが、新型コロナの感染者数は減少傾向にあるものの未だに感染収束が見通せない情勢等を踏まえ、22年につきましても開催を中止させていただきます。

ご参加をご予定いただいております皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	1月	11	NSB東海	12.13.14	NSB東海	17.18.19	NSB東海		
		14	ポーラ名古屋ビル	17.18.19	トヨタL&F白金	16.23.30	トヨタL&F北名古屋		
		19	ポーラ名古屋ビル	20.21.24	NSB東海	25.26.27	トヨタL&F白金		
	2月	4	NSB東海	7.8.9	NSB東海	10.14.15	NSB東海		
		7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタL&F白金	14.15.16	トヨタL&F白金		
		15	ポーラ名古屋ビル	16.17.18	NSB東海	17.18.21	トヨタL&F白金		
	3月	18	トヨタ教育センター	19.20.21	トヨタ教育センター	26.27.28	トヨタ教育センター		
		4	ポーラ名古屋ビル	7.8.9	NSB東海	10.11.14	NSB東海		
		8	NSB東海	9.10.11	トヨタL&F白金	13.20.27	水谷運輸倉庫		
		9	アイプラザ豊橋	13.19.20	トピー工業				
		11	ポーラ名古屋ビル	14.15.16	トヨタL&F白金	13.20.27	トヨタL&F北名古屋		
	14	NSB東海	15.16.17	NSB東海	18.22.23	NSB東海			

講習会	会 場	1月	2月	3月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	25	1	17
	(実) トヨタ教育センター	29	5	19
	(学) ポーラ名古屋ビル	15	5	
	(実) 愛知製鋼	18	8	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 12.13	(学) 2.3	(学) 9.10
		(実) 4	(実) 4	(実) 11
		(学) 19.20	(学) 16.17	(学) 15.16
		(実) 21	(実) 18	(実) 17
	名古屋国際会議場	(学) 17.18		(学) 23.24
		(実) 19or20		(実) 25
	アイプラザ半田	(学) 20.21 (実) 26or28		(学) 17.18 (実) 24or25
	江南市民文化会館	(学) 26.27 (実) 31		
	(学) 豊和工業 (実) ポーラ名古屋ビル	(学) 26.27	(学) 9.10	
		(実) 28	(実) 11	(学) 21.22 (実) 23
有機溶剤 作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	9.10	3.4
		26.27	24.25	9.10
	ポーラ (リモート)		9.10	23.24
	アイプラザ豊橋		7.8	
	アイプラザ半田		3.4	
	トヨタ教育センター	19.20		
	江南市民文化会館			16.17
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	6.7	2.3	1.2
		10.11	7.8	2.3
		17.18	10.11	7.8
		26.27	24.25	15.16
		28.29	28.3/1	21.22
	ポーラ (リモート)	6.7	24.25	
		10.11		
		17.18		
		26.27		
	アイプラザ半田	26.28		
	トヨタ教育センター		15.16	
	アイプラザ豊橋	18.19		10.11
	豊川市文化会館		3.4	
	西尾市文化会館	13.14	17.18	
岡崎コンファレンスセンター	17.18			
	24.25			
アイプラザ一宮	13.14			
	25.26			
名古屋国際会議場	25.26	24.25	23.24	

講習会	会 場	1月	2月	3月
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		8.9	23.24
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	16.17	9.10
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	10.11	7.8	3.4
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	24.25	21.22	7.8
	ポーラ (リモート)		21.22	7.8
	アイプラザ一宮		2.3	
	国際会議場	11.12	9.10	
岡崎コンファレンスセンター	20.21			
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		14.15	1.2
ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) ポーラビル		14	
	(実) ポリテクセンター		17.18.21.22	24.25.28.3/1
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル	15.16		
	(実) ポリテクセンター	22		
	(学) ポーラ名古屋ビル	22.23	5.6	
(実) 愛知製鋼	27	10		
自由研削といし取替 試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	31	1	14
			28	
機械研削といし取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター		8	
			9or10	
産業用ロボット(検査・指示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	17.18		
	(実) 三菱電機	19or20or21		
粉じん【学科1日】	(学) エイジエック		14.15	
	(実) エイジエック		16or17or18	
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		4	
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)19 24 (実)20 25	(学) 21 (実) 22	(学)15 21 (実)16 22
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	31		14 18
安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		2.3	
局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル		(学) 14.15 (実) 16or17	
マスクフィットテスト 【学科1日】	名古屋市公会堂	25	21	1 4
勉強会 【学科4日】	市民会館	27.28.2/1.2		
	名古屋市公会堂	25.26.31.2/1		

日付の黄色の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	1月	2月	3月
最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー		9 瀬戸陶磁器会館	9 名古屋市公会堂
経営者セミナー		22 名古屋国際会議場 会議室141+142	
第2回リスクアセスメントセミナー		16 名古屋市公会堂	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。